

交	00	01	5 年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

交 企 第 2 7 3 号
(交 指)
令 和 7 年 1 0 月 2 3 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

交通部門における緻密かつ適正な捜査の徹底のための取組の推進について
平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に違反するとして捜査した事案に係る国家賠償請求訴訟に関し、「国家賠償請求訴訟判決を踏まえた緻密かつ適正な捜査の徹底について」（令和7年10月23日付け備一第184号）が発出されたところであるが、当該事案の検証の結果、明らかとなった捜査の問題点及び再発防止策を踏まえ、交通部においては、下記のとおり緻密かつ適正な捜査を徹底するための取組を推進することとしたので、所属職員に周知徹底し、遺漏のないようにされたい。

記

1 交通事故事件捜査に関する相談・意見等の受付体制の整備

(1) 適正捜査指導官の配置及び任務

ア 適正捜査指導官の配置

交通企画課に適正捜査指導官を配置し、交通部管理官が兼務することとする。

イ 適正捜査指導官の任務

適正捜査指導官は、警察本部長が直接指揮すべき交通事故事件（以下「本部長指揮事件」という。）の捜査に関する部内の相談・意見等を受け付ける責任者として適切に対応するほか、相談対応員が受けた相談・意見等の中に個別の事件の捜査指揮における判断上重要と思われる問題があれば、警察本部長に直接報告し、対応・是正につなげ、適正捜査に資すること。

(2) 相談対応員の配置及び任務

ア 相談対応員の配置

交通企画課に相談対応員2人を配置し、企画担当課長補佐及び企画担当係長を

もって充てる。

イ 相談対応員の任務

相談対応員は、前記相談・意見等を受け付けるとともに、適正捜査指導官と連携して対応し、適正捜査に資すること。

2 よりよい捜査指揮に資するための意思疎通の円滑化

幹部は平素から課題解決に向けて、階級に関係なく率直に意見を出し合うことのできる開かれた環境づくりに努めること。

また、「「業務に関する相談窓口」の運用について」（令和4年3月18日付け教養第210号）により運用している「業務に関する相談窓口」等で受け付けた相談・通報についても、必要に応じ、相談者・通報者の保護に配慮した上で、交通部幹部に情報共有すること。

交通部幹部は、共有された内容を捜査運営の改善、勤務環境の整備等に活用すること。

3 留意事項等

交通事故事件の具体的な捜査要領については、「交通事故事件捜査要綱の制定について」（令和3年12月23日付け交指第306号）に規定する交通事故事件捜査統括官等に相談することを原則とし、適正捜査指導官等への相談・意見等については、本部長指揮事件の中で、例えば、幹部の捜査方針又は擬律判断への疑義のほか、捜査体制に関する問題点等、このまま捜査を継続すれば不適正事案を惹起する可能性が認められる場合において、これに対処・是正する趣旨であることから、その場合には積極的に相談等すること。

担当：交通企画課交通部企画係
交通指導課事故捜査係